

東日本大震災に伴う現場代理人の兼務に関する取扱いについて

1 趣旨

現場代理人については、原則として工事現場に常駐することと工事請負契約書別記にて定めておりますが、岩手県に準じて、小規模な工事の現場代理人の常駐義務を緩和することとし、一定基準を満たす2件の工事の兼務について、次のとおり取扱うこととします。

2 対象工事

(1) 以下の基準をすべて満たす場合は、2件の工事現場で現場代理人を兼務できるものとします。

ア 当初設計金額が3,500万円(税込)未満の工事であること。

イ 工事の場所が、県北広域振興局内(久慈市、普代村、洋野町、野田村)の範囲内であること(岩手県、市町村等他の発注機関が兼務を認めている公共工事との兼務も可能とします。)

ウ 特記仕様書等により発注者が現場代理人の兼務を認めている工事であること。

(2) (1)のほか、建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の主任技術者が管理できると認められた2件の工事現場で現場代理人を兼務できるものとします。

3 兼務の条件

(1) 受注者は現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ発注者との連絡に支障を生じさせないこと。

(2) 現場代理人は一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

4 手続き

(1) 受注者は現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。

(2) 受注者は施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

5 施行時期

岩手県で定める「東日本大震災津波に伴う現場代理人の兼務に関する取扱い」に準じます。